

対象事業者が保有している個人情報の件数の数え方について

保有個人情報件数については、対象事業者からの自己申告を基本とするが、正確な件数の把握が困難な場合は、以下の方法を参考に願います。

(1) 衛星放送事業者

1. 別契約で行っているサービスについては、各々のサービス毎の加入者数とする。
2. 上記サービス毎の件数の合算においては、重複を排除する。
3. 法人契約は原則的に1件とする。
4. 契約関係にない個人及び法人（解約者、加入営業をしたことのある者、アンケート回答者、DM発行先等）もすべてカウントする。

(2) ケーブルテレビ事業者

1. ケーブルテレビのみならず、電話及びインターネットサービスその他についても契約毎にカウントする。ただし（一財）日本データ通信協会の対象事業者として同時に登録された、若しくは登録予定の事業者は、電話及びインターネットサービスに係わる個人情報件数についてはカウントしない。
2. 上記サービス毎の件数の合算においては重複を排除する。
3. 上記（1）の3. に同じ。
4. 上記（1）の4. に同じ。

* サービス種目別個人情報の件数で、記入されなかったサービス項目（事業）は、認定業務の範囲外となるのでご注意ください。

* 本カウント方法に関するお問合せは、03-5213-4713（個人情報保護センター）に願います。

以上